

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）（衆議院提出）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定すること。
- 二、令和六年十二月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、令和七年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一及び二については令和六年四月一日から適用し、三については令和七年四月一日から施行すること。
- 五、その他所要の規定の整理を行うこと。